

香取市公告第36号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月22日

香取市長 伊藤 友則



1 業務の概要

(1) 業務名

香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

詳細は、「香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。ただし契約時における仕様書は、優先交渉権者との協議に応じて変更する場合がある。

(3) 業務規模

業務に係る委託料は、32,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、各年度の限度額は次のとおりとする。

令和8年度 20,123,000円以内

令和9年度 12,417,000円以内

(4) 委託期間

業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月24日までとする。

2 プロポーザルへの参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務のプロポーザル提案書類提出日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

(5) 本業務の公告日において、令和8年度～令和9年度香取市入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約

- に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていないこと。
- (6) 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 令和3年度以降（過去5年間）、地方自治体から市町村総合計画、総合戦略又はこれに準ずる計画等（以下、市町村総合計画等という。）の策定業務を受注し完遂した実績を有すること。
 - (8) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体法人であること。
 - (9) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 募集要領等の交付方法

香取市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) からダウンロードするものとする。

4 提案書の提出

提案書の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時 必着
- (2) 提出場所 香取市役所総合政策部企画政策課政策班
- (3) 提出部数 (5) のデータ一式及び印刷物9部（正本1部のみ押印。残りの8部は複写可）
- (4) 提出方法 データ…事務局あて電子メール
※大容量ファイル転送サービス（データ便等）を利用し提出すること。
印刷物…持参（土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(5) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 参加者概要（様式自由）
- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 配置予定者の業務実績（様式4）
- ⑤ 参加者の業務実績（様式5）
- ⑥ 基本姿勢書（様式自由）
- ⑦ 企画提案書（様式6 提案書本体の様式は自由）
- ⑧ 工程表（様式自由）
- ⑨ 見積内訳書（様式7）
- ⑩ 香取市の現状レポート及び課題（様式自由。1次審査合格者のみ令和8年6月12日（金）までに提出すること）
- ⑪ その他

提案書類全体に関して、基本的にA4サイズ片面での作成とするが、

必要に応じてA3サイズでの作成も可とする。また、枚数制限は設けないが、プレゼンテーションにも使用することから端的にまとめること。

令和8年度～令和9年度香取市入札参加資格者名簿に登載されていない者は、次のア～エの書類を添付すること。

ア 定款

イ 登記事項証明書（全部事項）

ウ 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び地方税の納税証明書又は滞納のないことがわかる証明書

エ 直近年度の決算書の写し

5 選定審査

選定審査は「香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託業者選定審査会」を設置し、以下のとおり実施する。

なお、本プロポーザルへの参加者が1者のみであっても審査を行うものとする。

また、2次審査における評価点が審査員合計持ち点（合計500点）の6割に満たない参加者は、優先交渉権者に選定しない。

（1）資格審査

（2）1次審査（書類審査）

（3）2次審査（プレゼンテーション審査）

6 その他

詳細については、「香取市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

7 問い合わせ及び各書類の提出先

事務局：香取市総合政策部企画政策課

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478-50-1206（直通）

電子メール seisaku@city.katori.lg.jp